

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	空気環境測定実施者講習等に関する事務	担当部局・担当課室	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課		
		評価実施時期	令和4年3月		
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第26条の2	類型	講習研修		
		指定等の形態	登録		
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の制定以来、建築物の大型化、高層化、構造の複雑化が進んだ。また、建築物管理業務は専門性を帯び、専門の管理会社が建築物管理業務を受託することが次第に多くなり、その業務の内容も空気環境の測定、水質検査、清掃など幅広い分野にわたってきた。このような状況を受けて、建築物の環境衛生水準の向上の見地から、建築物の衛生管理業務を営む事業者の資質向上を図ることを目的として、これらの事業者について、一定の人的、物的基準を要件とする登録制度が昭和55年に設けられた。なお、建築物空気調和用ダクト清掃業は、平成13年の建築物衛生法の改正により、新たに登録の対象事業として追加された。</p> <p>登録要件のうち人的基準には、維持管理業務に携わる監督者や従事者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「建築物衛生法施行規則」という。）に規定する講習又は研修を修了していることが挙げられており、これらの講習及び研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うこととされている。ただし、従事者への研修については、事業主が自ら従事者へ研修を行う場合も認めている。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気環境測定実施者講習では、新たに空気環境測定実施者になろうとする者に対する講習を行う。 ・空気環境測定実施者再講習では、既に空気環境測定実施者講習を修了した者で、引き続き空気環境測定実施者になろうとする者に対する再講習を行う。 				
事務・事業の目的	都道府県知事から建築物空気環境測定業の登録を受けようとする事業者において、空気環境の測定を行う者に対し、必要な知識・技能を習得させることを目的としている。				
関連する政策目標等	<p>基本目標II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標II-5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>				

法人の指定等の状況	別紙のとおり
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし
料金等・積算根拠	<p>金等の設定に当たって、国は関与しないが、公益財団法人日本建築環境衛生管理教育センターが行っている空気環境測定実施者講習会受講料は以下のとおり。</p> <p>新規講習：人件費(17,486円) + 物件費(73,032円) = 90,518円 → 90,000円</p> <p>再講習：人件費(13,092円) + 物件費(18,127円) = 31,219円 → 31,000円</p>
事務・事業の実績等	<p>実績、事業収入について国に報告する仕組みとなっていないが、慣例上、国への報告がある公益財団法人日本建築環境衛生管理教育センターでは下記のとおり</p> <p>○実績（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気環境測定実施者講習 年間実施件数7件、受講者数259人 ・空気環境測定実施者再講習 年間実施件数9件、受講者数586人 <p>○事業収入（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気環境測定実施者講習 手数料収入23,310千円 ・空気環境測定実施者再講習 手数料収入18,166千円
国からの補助金等	—
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<ul style="list-style-type: none"> ・空気環境測定実施者講習等の実施については、建築物衛生法施行規則を一部改正し、平成16年3月に指定制から登録制に見直し、登録基準を満たす法人等であれば、公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができるものとなっている。 ・登録の基準、登録を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開している。

事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>多数の者が利用する建築物の衛生的環境の確保については、建築物衛生法により建築物の所有者等に対して建築物環境衛生管理基準の遵守等が義務づけられているが、実際に維持管理業務を行う事業者の資質の向上が重要であり、そのためにはこれらの業務に携わる監督者や従事者に対して適切な教育が行われることが必要である。</p> <p>厚生労働省「衛生行政報告例」によると令和2年度末で全国の特定建築物は47,273件である。一方で建築物空気環境測定業は全国に947件の登録営業所が存在している。特定建築物において、適切な維持管理が図られるために、今後、建築物空気環境測定業を専門とする事業者は必要と考えられ、監督者及び従事者に対する教育の需要は増すと考えられる。</p> <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>当該事業については指定等法人において講習等の需要を踏まえ毎年度の実施計画を策定し講習等を実施することとなっていることから、事業の実施については妥当である。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>空気環境測定実施者講習等の実施内容については、空気環境管理概論、空気環境測定各論、実務指導といった空気環境測定実施者として習得するべき必要な知識・技能となっている。こうした知識・技能を体系的に修得できる本事業は建築物衛生法の目的の達成に有効かつ効果的である。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性</p> <p>空気環境測定実施者講習等については、講習の実施に必要な時間を確保する必要があるが、現状の開催数等を考えると、申込みの受付、講師の手配、会場の選定、修了証書の交付等を含め非常に大きな事務量となり、厚生労働大臣自ら実施することは困難である。また、仮に実施する場合は、行政事務の肥大化を招き、行政事務の簡素合理化の観点から大きな問題があるため、厚生労働大臣の登録を受けた者が事業を実施する必要がある。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p><指定等の基準の妥当性></p> <p>空気環境測定実施者講習等の実施については、平成16年から登録制に移行しており、登録基準を満たす法人等であれば公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。なお、登録基準は、講習等の内容、講師の要件、業務規程の制定や帳簿の保管といった真に必要なものにとどめていることから、当該登録基準自体も妥当である。</p>

	<p><実施主体としての指定等法人の適格性></p> <p>空気環境測定実施者講習等を実施する指定等法人については、建築物衛生法施行規則に基づき、業務規程や実施計画に従って適正に事業を実施しており、実施主体である指定等法人は、事業実施に当たって適格であると判断される。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	本事業を実施する法人は、業務実施計画を毎事業年度の実施前に厚生労働大臣に提出することが義務づけられていることから、本計画の内容を確認している。また、必要に応じた聞き取り等から、本事務・事業については適切かつ効率的に実施されていると判断される。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方 向性)	本事業は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施するとともに、当該事業を効果的に運用する観点から、登録機関が本事業を行うこととする。
備考	

別紙

合計 1 法人

- ・公益法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (T E L)	料金等・積算根拠
公益法人（1 法人）			
公益財団法人日本建築衛生管理教育センター	平成 16 年 10 月	03-3214-4624	本紙参照